

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

豊山町長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得や喪失の際に、個人番号を用いて正確な情報管理を行う。            ②施設入所者などの住所地特例を管理する際に、個人番号を使用する。            ③要介護認定の申請時に、個人番号を使用して正確な処理を行う。            ④認定結果を通知する際に、個人番号を用いて正確な情報を提供する。            ⑤被保険者の保険料を決定し、徴収する際に個人番号を使用して、正確な計算と管理を行う。            ⑥保険料の減免を申請する際に、申請者の個人番号を確認し、適切な処理を行う。            ⑦介護サービス提供事業者への報酬支払い時に、個人番号を用いて正確な支払いを行う。            ⑧利用者が自己負担した費用の償還払いを行う際に、個人番号を使用して正確な処理を行う。            ⑨高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。            ⑩サービス提供事業者の指定や更新の際に、個人番号を用いて正確な情報管理を行う。            ⑪地域包括支援センターの設置や地域支援事業を実施する際に、個人番号を使用して正確な情報管理を行う。</p> <p>※本町では、⑨(保険者事務共同処理業務)について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)情報」を提供している。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システム</li> <li>・宛名管理システム</li> <li>・要介護認定支援システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・統合収納管理システム</li> <li>・統合滞納管理システム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・伝送通信ソフト(※)</li> <li>・統合宛名管理システム</li> </ul> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第9条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条(利用範囲)</li> </ul> <p>＜別表(第9条関係)における利用範囲の根拠＞            上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「介護保険」が含まれる項(第100の項)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項など(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)</li> </ul> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(131、132の項)</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</li> </ul> <p>&lt;国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法 第41条第10項及び第176条第1項第1号</li> </ul>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>生活福祉部保険課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>保険課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>-</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939</p>
<p><b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[    ]適用した</span></p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"> </p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、情報セキュリティの自己点検、自己点検結果の共有、情報セキュリティ研修の受講など、職員の情報セキュリティの意識向上に取り組んでいるため。	



